

北海道告示第11419号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年10月17日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その16)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 NICU等長期入院児支援事業 地域療育支援施設の運営経費やNICU等長期入院児等の受け入れ等に要する経費に対して予算の範囲内で交付する。</p>	<p>市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会 その他知事が適当と認める者</p>					<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>(1) 地域療育支援施設運営事業 NICU等長期入院児の在宅医療等への移行の訓練や自宅等で急性増悪したときに常時受け入れる体制を整備する事業</p>		<p>地域療育支援施設運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費(修繕料)、委託費、燃料費、減価償却費</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第356号様式 保福第357号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第356号様式 保福第357号様式 別に指示する様式</p>			
<p>(2) 日中一時支援事業 NICU等長期入院児等を一時的に受け入れる事業</p>		<p>1 日中一時支援事業の病床確保に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料</p>	<p>3分の1以内 (寄附金その他収入金があ</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第358号様式</p>			

		<p>費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費</p> <p>2 日中一時支援事業の看護師等確保に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、社会保険料(患者を受け入れた場合に限る。)</p>	<p>るときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の32号様式(申請者が市町村である場合を除く。)</p> <p>保福第358号様式</p> <p>保福第359号様式別に指示する様式</p>	<p>保福第359号様式別に指示する様式</p>			
<p>2 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>地域における周産期医療の確保を図ることを目的とする事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>知事が指定又は認定した総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの開設者</p>			<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の16号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>保福第1の32号様式(申請者が市町村の場合を除く。)</p> <p>保福第205号様式</p> <p>保福第206号様式別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の30号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>保福第206号様式</p> <p>保福第207号様式別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>(1) 周産期母子医療センター運営事業</p> <p>周産期母子医療センターがNICU等の病床を運営する事業</p>		<p>総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	<p>3分の1以内(寄附金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>(2) 周産期医療関係者研修事業</p> <p>周産期母子医療セン</p>		<p>周産期医療関係者研修事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、</p>	<p>2分の1以内(寄附金その</p>					

<p>ターが実施する研修事業</p>		<p>旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費</p>	<p>他収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>3 地球温暖化対策施設整備事業 地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援することにより、病院及び診療所における地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院等、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p>	<p>地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (1)105%以上100分の31.35以内 (2)105%未満100分の33.00以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>4 生活衛生関係営業対策事業費補助金 生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な</p>	<p>公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター</p>	<p>生活衛生関係営業対策事業の実施に必要な経費のうち次に掲げるもの 1 人件費 (経営指導員及び事務職員に対する職員基本給（職員俸給、扶養手当、地域手当）、職員諸</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		

<p>生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>手当（住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当）、超過勤務手当、福利厚生費（厚生年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、子ども・子育て拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金）に係る事業主負担分及び非常勤経営指導員手当）</p> <p>2 事業費 （賃金、報償費(謝金等)、旅費(交通費、日当、宿泊費等)、需用費(消耗品費及び印刷製本費、光熱水費（当該事業に要した料金を算出できる場合）等）、食糧費（会議に伴う必要最低限の茶菓弁当代等）、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料等）、使用料及び賃借料（会場借上料、リース料等）、委託料、備品購入費（事業遂行上必要でありリースになじまない物品に限る。））</p>	<p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				
---	--	--	--------------------------------	--	--	--	--